

第 1 回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

| | | | | |
|-------------|--|----------------|----------------|----------------|
| 開催年月日 | 平成31年4月11日(木) 午後4時04分 | | | |
| 開催場所 | 湯梨浜町役場 第3会議室 | | | |
| 出席委員(10名) | 1番 中村 博 委員 | 2番 清水 武敏 委員 | 3番 長谷川誠一 委員 | |
| | 5番 横川 力 委員 | 6番 蔵本 孝広 委員 | 7番 山下 昇 委員 | 8番 山上 真治 委員 |
| | 10番 土海 政信 委員 | 11番 山下 和子 委員 | 12番 谷岡 貞幸 委員 | |
| 欠席委員(1名) | 4番 土井 繁美 委員 | | | |
| 推進委員(7名) | 13番 徳岡 正裕 推進委員 | 14番 河井 勝重 推進委員 | 15番 尾川 寛信 推進委員 | 16番 山田 隆雄 推進委員 |
| | | 18番 北野 文夫 推進委員 | 19番 山本美代子 推進委員 | 20番 倉本 哲男 推進委員 |
| 欠席推進委員(1名) | 17番 山本 正義 推進委員 | | | |
| 職務のため出席した職員 | 事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄 | | | |
| 提案議案 | 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第2号議案 非農地の現況証明について 第3号議案 農用地利用集積計画の決定について | | | |
| 報告事項 | 第1号 水田の畑地変換届について 第2号 2アール未満の農業用施設の届出について 第3号 公共事業の施行に伴う農地転用報告について | | | |

| 日 程 | 発 言 者 | 発 言 の 要 旨 |
|---|---|--|
| 1 開会 | 事務局 会長 議長 | <p>ただ今から、平成 31 年度 第 1 回農業委員会の定例総会を開催致します。</p> <p>(出席者全委員で農業委員会憲章の唱和)</p> <p>本日の出席者報告を致します。農業委員の現員数 11 名に対して、ただ今の出席委員は 10 名であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告致します。開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつをお願い致します。</p> <p>長谷川会長あいさつ (中略)</p> <p>それでは、湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条の規定によりまして、会長が議長を務めさせていただきます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。</p> <p>「会期の決定」を議題と致します。お諮りを致します。この総会の会期は、平成 31 年 4 月 11 日の本日 1 日と致します。これにご異議ございませんか。</p> <p>《はい。の声》</p> <p>異議なしと認め、本総会の会期は本日 1 日と致します。</p> |
| 2 議事録署名委員の指名 | (議長) | <p>次に「議事録署名委員及び書記の指名」についてを議題と致します。お諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定によりまして、議長において指名をすることにご異議ございませんか。</p> <p>《はい。の声》</p> <p>はい。異議無しとして、議事録署名委員には 8 番山上真治委員、10 番土海政信委員、両名の方を指名致します。よろしくお祈りを致します。なお、会議書記に於きましては藤井事務局長及び谷岡副主幹をお願いを致します。</p> |
| 3 議事 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について | (議長) 事務局 | <p>それでは日程 3 番、議事に入ります。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に対する可否決定を議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明します。次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>番号 1 譲受人は、園●●、譲渡人は神奈川県川崎市●●。土地の所在 大字 園——。地目は</p> |

| | | |
|---------------------------------|--|--|
| <p>議案第 2 号 非農地の現況証明について</p> | <p>議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p> | <p>台帳・現況とも田、利用状況 田、面積 952 m²であります。売買による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 61 アールであります。</p> <p>以上、申請につきましては農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p> <p>はい。議案第 1 号についての事務局の説明が終わりました。それではただ今から、議案第 1 号についての質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。質疑はございませんか。</p> <p>はい。それでは質疑は無い様でございます。質疑は無しと認め、質疑を終結し採決を行います。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に対する可否決定についてを、原案のとおり賛成の方は、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>はい。全員の方が挙手でございます。従いまして、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に対する可否決定につきましては、これは原案どおり認めることと致します。</p> <p>続きまして、議案第 2 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。それでは事務局より、説明を求めます。</p> <p>議案第 2 号「非農地の現況証明について」説明します。次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 3-1 頁と別添資料 1 の 1 頁)</p> <p>番号 1 申請人、はわい長瀬●●。土地の所在、はわい長瀬——。地目 台帳 畑、現況 宅地、面積は 256 m²です。平成 4 年以降農地としての活用をせず、現在に至るものであります。</p> <p>頁をめくって頂き、3-1 頁が航空写真による位置図でございまして、長瀬西部の中ほどと云う事になります。現地の写真につきましては、資料 1 の 1 頁目をご覧ください。</p> <p>(資料は 3-2 頁と資料 1 の 2 頁)</p> <p>番号 2 申請人、鳥取市●●。土地の所在、はわい長瀬——。地目 台帳 畑、現況 雑種地、面積 636 m²。こちらは、40 年以上前から耕作を止め、現在に至るものであります。</p> <p>頁をめくって頂き、3-2 が航空写真による位置図で、国道 9 号と 179 号の交差点付近で、高規</p> |
|---------------------------------|--|--|

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>格道路の南側にあたる所でございます。現地の写真は、資料 1 の 2 頁を、ご覧を頂きたいと思えます。赤線で囲っておるのが申請地でございます。</p> <p>(資料は 3-3 頁と資料 1 の 3 頁)</p> <p>番号 3 申請人、泊●●。土地の所在、大字 泊——。地目 台帳 畑、現況 山林、面積は 384 m²でございます。こちらは、昭和 45 年頃両親が高齢となり耕作を止め、以降畑として活用していないものであります。</p> <p>頁をめくって頂き、3-3 が航空写真による位置図で、国道 9 号恐竜広場前バス停から集落へと入った所の、墓地の奥、甲亀山への登り口附近と云う事になります。現地の写真につきましては、資料 1 の 3 頁をご覧ください。以上であります。</p> <p>議長 はい。それでは議案第 2 号の、事務局の説明が終わりました。本案件につきましては、番号 1 番号 2 番号 3 とございます。何れも現地確認を行っております。現地確認報告者を、氏名を申し上げますが、番号 1 は 7 番の山下委員、番号 2 は 8 番の山上委員、番号 3 は 1 番の中村委員。この 3 名の方をお願いを致します。それでは番号 1 番の現地報告をお願い致します。7 番山下委員、よろしく願い致します。</p> <p>山下昇委員 はい。それでは報告致します。本日 1 時半から、長谷川会長、蔵本職務代理、私山下と山上委員、中村委員、事務局 2 名、合計 7 名です。7 名で現地を確認して参りました。</p> <p>議長 それで先ず、●●さんの所ですけれども。本冊の 3-1 頁を見てください。丁度中央部分に赤い線で枠が囲ってありますが、位置としては此処です。長瀬の西部の方、ほとんど西部の外れになる様な感じの所です。これが平面図です。そして資料 1 の 1 頁。これが現地の写真ですけども。左の方は、南の方から北の方に向かった写真です。そして右の方は、更にそれをズームアップしたものです。それで、この右の家とは別の様に思いましたけども。建物が一部建ったりしており。作業小屋でしょうか、あれしておりますけども。書いてあります様に、平成 4 年以降農地として活用されず、現在に至っていると云う状況です。従って、農地に復元する事も困難な状況ですので、非農地として認めることに問題は無いと考えております。その様に見て帰りました。以上です。</p> <p>議長 はい。ご苦労様です。それでは番号 2 番を、8 番山上委員。報告をお願い致します。</p> <p>山上委員 はい。2 番の報告をさせて頂きます。現地の状況は、集落の一角でありまして。資料 1 の 2 頁</p> |
|--|--|---|

| | | |
|-------------------------------------|--------------------|---|
| <p>議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について</p> | <p>議長 中村委員</p> | <p>をご覧ください。こちらの写真の中に、真ん中に大きな木が数本伸びておりまして。安易に農地に復元することは難しく、非農地として認めることに問題は無い様に考えます。以上でございます。</p> <p>はい。それでは番号 3 番を、1 番中村委員に、報告をお願い致します。</p> <p>はい。3 番の泊の畑です。50 年から耕作してないと云う事で、別紙の 3 頁見て頂いたらもう、ちょっと木が生えて来てる状態になっております。で、此处に来るまでの道が、当然車の横付も出来ず、管理機も上がらんじゃないかと云う、歩くのがやっと位の道になっておりまして。これから、これを農地に還すと、復元すると云う事は非常に困難で。山林に地目変更する事が妥当だと見ました。以上です。</p> |
| | <p>議長</p> | <p>はい。ご苦労様でした。現地確認委員の報告を終わります。ただ今から議案第 2 号についての質疑を行います。皆さんの方で、質疑はございますか。質疑はございませんか。はい。質疑無い様でございます。質疑なしと認め、質疑を終結し採決を行います。議案第 2 号「非農地の現況証明」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>はい。全員でございます。よって、議案第 2 号「非農地の現況証明」については、原案どおり決定を、可決をされました。</p> |
| | <p>(議長)</p> | <p>続きまして、議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。なお、この議案につきましては、議事参与の制限がございます。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定によりまして、蔵本孝広委員、それから横川力委員。両名の方は、退席をお願い致します。</p> <p>(蔵本孝広 職務代理、横川力 委員 退席)</p> |
| | <p>事務局</p> | <p>前もって申し上げます。本日の各筆明細は 1 番 2 番 3 番と僅かでございますので、一括して、これは説明させていただきます。それでは事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」説明します。次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は平成 31 年 4 月 16 日でございます。</p> <p>(資料は 4-1 頁と 4-2 頁)</p> |

| | | |
|---|----------------------------------|--|
| <p>4 報告事項 報告事項 第1号 水田の畑地変換届について</p> | <p>議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p> | <p>頁をめくって頂き、利用集積計画総括表でございます。関係戸数は借り人3、貸し人3です。利用権の設定期間は田畑の合計で、3年以上6年未満が3件で4,725㎡でございます。設定作物等面積は、水田として利用が4,725㎡。利用権設定面積率は0.037%でございます。詳細については次の頁4-2が各筆明細になりますけども。こちら、一覧表をご覧頂けますでしょうか。「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。</p> <p>はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行います。各筆明細をご覧頂きまして、お尋ねがございましたら、どうぞ挙手の上、質問をしてください。</p> <p>質疑はございませんか。それでは質疑無しと認め、質疑を終結し採決を行います。議案第3号「農用地利用集積計画の決定」について、原案どおり認めることに賛成の委員は、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>はい。全員の方が挙手でございますので、議案第3号「農用地利用集積計画の決定」につきましては、原案どおり決定と致します。それでは2名の方に入って頂きます。</p> <p>(蔵本孝広 職務代理、横川力 委員 着席)</p> <p>それでは続行致します。以上で日程3番、議事を終了致します。</p> <p>日程4番、報告事項に入ります。第1号、それから第2号第3号とございますが、全て一括して報告をして頂きます。それでは説明をお願いします。</p> <p>報告事項第1号「水田の畑地変換届について」説明します。次のとおり、水田の畑地変換届出書が提出されたので、報告するものでございます。</p> <p>(資料は5-1頁)</p> <p>番号1 届出人、水田●●。土地の所在 大字 水田——。地目は田、面積が1,270㎡。同じく大字 水田——。地目 田、面積362㎡。届出日は、平成31年3月19日。盛土高は40cmから50cmでございます。こちらは、アスパラガスの栽培面積拡張を目的として、地上げを行うものでございまして。頁をめくって頂きまして、5-1。中央付近に赤線、斜線を引いておる所が届出の場所と云う事になります。ハワイアロハホールが中央下にありまして、その北側にございます。そこに水田がね、筆は2枚ですけども。1枚田んぼと云う事になって、あった所の場所な</p> |
|---|----------------------------------|--|

| | | |
|---|--------------|--|
| <p>報告事項 第 2 号 2 アール未満の農業用施設の届出について</p> | <p>(事務局)</p> | <p>んですが。その届出の場所の右隣ですね。こちらの方、現在、以前からアスパラガス畑にしてい らっしゃる畑があるんですけども。そちらの方、栽培面積を拡張すると云う目的での、水田の畑 地変換届でございます。報告事項第 1 号については、以上でございます。</p> <p>そう致しますと、頁をめくって頂きまして、6 頁でございます。報告事項第 2 号「農地法施行 規則第 29 条第 1 号に係る農地転用（2 アール未満の農業用施設）の届出について」説明します。 次のとおり、農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 29 条第 1 号に規定する農業用施設 を設置したい旨の届出書が提出されたので、報告するものです。</p> <p>（資料は 6-1 頁と資料 1 の 5 頁）</p> <p>番号 1 届出人、宇谷●●。土地の所在 大字 宇谷——。地目は畑、面積 192 m²うち、転用面 積は 74.09 m²でございます。転用目的は、農業用倉庫、車庫なんですけれども。経営耕地面積は 75 アールでございます。</p> <p>頁をめくって頂き、6-1 が航空写真による位置図でございます。こちらの方が、国道 9 号、宇 谷のから入って頂きまして、わかばこども園前の町道を進み、原集落の手前の位置と云う事にな ります。で、写真の右下に見えるのが原の集落でございます。それから別添の資料 1 の 4 頁目 をお開き頂けますでしょうか。こちらの方が、農業用倉庫の平面図・立面図。それから図面の、頁 の左上にですね、土地利用計画図が記載されております。用地自体は三角形の土地で、母屋の敷 地の方に隣接する形での、農業用倉庫の設置と云うものでございます。以上が、報告事項の第 2 号でございます。</p> |
| <p>報告事項 第 3 号 公共事業の施行に伴う転用報 告について</p> | <p>(事務局)</p> | <p>続きまして、頁をめくって頂き、7 頁目でございます。報告事項第 3 号「公共事業の施行に伴 う農地転用報告について」説明します。次のとおり、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る 農地転用報告書が提出されたので、報告するものです。</p> <p>（資料は 7-1 頁と別添資料 1 の 4 頁、5 頁）</p> <p>番号 1 届出人、琴浦町 株式会社●●。土地の所在、はわい長瀬——。地目 畑、面積 484 m²。 同じく、はわい長瀬——。地目 畑、面積 102 m²。同じく、はわい長瀬——。地目 畑、面積 368 m²。こちら所管課は、中部総合事務所県土整備局 河川砂防課でございます。工事名は、は わい長瀬地区林地荒廃防止施設災害復旧工事（30 年災第 2 号）でございます。</p> <p>転用目的は工事用道路で、進入路及び車両展開場です。工期は、平成 31 年 3 月 4 日から来年</p> |

| | | |
|--|-------------------------|---|
| | <p>議長</p> <p>徳岡推進委員</p> | <p>の1月5日までで、農地復元期間を含むものでございます。それで、本冊の方、頁をめくって頂き7-1が航空写真による位置図でございます。それから別添資料1の5頁目と6頁目に、届出人が提出した農地転用の資料を添付しておりますので、お目通しをお願い致します。以上が番号1についての内容でございました。</p> <p>続いて番号2の方でございます。番号2は工期の変更と云う事での届出でございますが、 (資料は7-2頁)</p> <p>番号2 届出人、倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所長。所管課は、農林局地域整備課であります。土地の所在、はわい長瀬 ――。地目 畑、面積 1,316 m²。請負者は、琴浦町 株式会社●●。工事名は、羽合浜地区特定管水路（北支線配水路）工事。</p> <p>転用目的は工事資材置場で、掘削土等の工所用資材の仮置き場であります。工事期間を当初、平成31年3月22日までとしておりましたが、延長致しまして、本年5月30日までとするものであります。</p> <p>続いて番号3。番号3は工事の完了届でございます。 (資料は7-3頁)</p> <p>番号3 届出人、琴浦町 株式会社●●。土地の所在、はわい長瀬 ――。地目は畑、面積が2,970 m²のうち、転用面積が1,000 m²であります。所管課は、中部総合事務所農林局 地域整備課。工事名は先ほどの番号2と同じく、羽合浜地区特定管水路（北支線配水路）工事でございます。</p> <p>転用目的は工事資材置場で、残土並びに工所用資材の仮置き場でございます。農地復元の後に、地権者の確認を終えて、平成31年3月26日に一時転用を完了したものであります。こちら番号3の位置図が、頁をめくって頂いて、7-3ですね。これが7-3。すみません。一つ頁を戻って頂いて、7-2が、恐れ入ります。これ、右が北で、左側が南になるんですけども。こちらが番号2の位置図でございます。真ん中に通っているのが新川道路。右上に見えるのが、新川の集落と云う事になります。以上でございます。</p> <p>はい。報告事項につきましては、以上で説明を終わります。なお、報告でございますので、皆さんにはご了解をして頂く訳でございますが、お尋ねがございましたら、どうぞ挙手の上、発言をしてください。はい。徳岡推進委員どうぞ、発言してください。</p> <p>報告事項1号の件なんですけども。まあ、普通畑に変換と云う事で、増やされる訳ですよ。</p> |
|--|-------------------------|---|

| | | |
|-------|--|--|
| 5 その他 | <p>議長 事務局</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>山下昇委員 中村博委員 西原産業振興課長</p> | <p>今回初めて届出が出たと云う事ですか。今作ってる所は、この場所じゃないんですか。これの隣に増反をされる。</p> <p>はい。説明してください。</p> <p>はい。この度申請が出て参りましたのが、昨年まで水田だった所に、そこに土を入れて。水捌けが良い様に、今、真砂土を入れてるんで。パッと見は家か何かを建てるかの様に見えるんですけども。真砂土を入れて、水捌けを良くした上で表土を入れると云う事で伺っています。で、以前から作っていたのは、田んぼの東隣の地上げがしてある所にアスパラを作っておられて、あそこ全体をアスパラ栽培に向かわれるものと。そう云う計画であります。</p> <p>これは何、表土は剥ぎ取ってあるか。</p> <p>そうですね。だと思えます。工事の状況を見てないので。真砂土で先ずは地を上げて、そのあと表土を載せて耕作されると云う事で聞いております。</p> <p>はい。他に質問はありますか。お尋ねはございませんか。無い様でございますので、それでは報告事項は以上で終わります。</p> <p>続きます、日程5番、その他に入ります。(1)「令和元年5月定例総会の予定について」をお諮り致します。それでは説明してください。</p> <p>○ 5月定例総会 5月10日(金)午後3時00分から 第1・2会議室</p> <p>○ 活動記録簿の記載方法について</p> <p>○ 部会報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農政・担い手部会(山下 昇 部会長 報告) ・農地対策部会(中村 博 部会長 報告) <p>○ 産業振興課の人事異動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異動職員の紹介 <p>以上を持ちまして、総会を終了します。</p> <p>(閉会 午後5時04分)</p> |
| 6 閉会 | 議長 | <p>以上を持ちまして、総会を終了します。</p> <p>(閉会 午後5時04分)</p> |